

## 1. 平成29年第3回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

平成29年9月21日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

日程3 議案第84号 郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程4 議案第85号 郡上市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程5 議案第86号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について

日程6 議案第118号 市道路線の廃止について

日程7 議案第119号 市道路線の認定について

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	13番	上田謙市
14番	武藤忠樹	15番	尾村忠雄
16番	渡辺友三	17番	清水敏夫
18番	美谷添生		

## 4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

12番 清水正照

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	石田誠	理事兼総務部長	田中義久
市長公室長	三島哲也	市長公室付部長	置田優一

健康福祉部長	丸 茂 紀 子	郡上偕楽園長	清 水 宗 人
商工観光部長	福 手 均	建設部長	尾 藤 康 春
環境水道部長	平 澤 克 典	教育次長	細 川 竜 弥
会計管理者	乾 松 幸	消 防 長	桑 原 正 明
郡上市民病院 事務局 長	古 田 年 久	国保白鳥病院 事務局 長	藤 代 求
代表監査委員	大 坪 博 之		

#### 6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	長 岡 文 男	議会事務局 議会総務課長	古 川 義 幸
議会事務局 議会総務課主査	武 藤 淳		

### ◎開議の宣告

○議長（渡辺友三君） おはようございます。議員各位には連日の執務、大変御苦労さまでございます。

それでは、ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の欠席議員は、12番 清水正照君であります。遅参議員は、17番 清水敏夫君であります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

(午前 9時30分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺友三君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には9番 兼山悌孝君、10番 山田忠平君を指名いたします。

---

### ◎一般質問

○議長（渡辺友三君） それでは、日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定いたしております。質問につきましては、答弁を含め40分以内をお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えいただきますようお願いいたします。

---

### ◇ 田 中 康 久 君

○議長（渡辺友三君） それでは、6番 田中康久君の質問を許可いたします。

6番 田中康久君。

○6番（田中康久君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

まず1点目は、偕楽園の今後についてであります。

たしか3年前の6月議会のときに私が偕楽園の移転を市長に求めました。市長は、そのときに自分の任期中には方向性を出したいということをお答えされたと思いますが、その後、市役所の内部で検討を重ねられ、また市民の皆さんも巻き込んだ形での協議を重ねられてまいりました。そういう意味で、そろそろ市長との約束をした今年度の上半期という期限が迫っておりますので、この偕楽

園の今後の方向性についてしっかりと明言をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

この偕楽園の今後を考えるに当たり、私は委員会等でも4つの基本的な原則が大切であるということをお話をさせていただいておりました。

1つ目は、第1点は、当然、安全性の問題でございます。偕楽園は立地の今の状態から何度か大雨のときには避難をされた、そういった経験がございます。ぜひとも市民の皆さんの安心・安全を含めて、住んでみえる方は当然ですけれども、市民全体の安心・安全のために偕楽園を避難しなくてもよい場所に移転をしてほしいというのが1つ目の第1点でございます。

2点目に関しまして、移転する地域に関しては人材の確保の観点や市内全体の福祉施設のバランス、さらには歴史的な継続性を重視してほしいということを2つ目の観点として、原則として申し上げてきました。

3つ目の観点、原則としては、今後の在宅医療の思考など福祉政策の変化や75歳以上の人口構成を見据えた市民の安心・安全につながるような機能、施設にしていきたいというのが3つ目の原則。

4つ目の原則としては、今後の公共施設のあり方を含めたまちづくりの観点を大切にして移転をしていただきたい。また、跡地の利用もしていただきたい。

この4つの原則に基づいて、いろんな場で発言をして市長にも決断を求めてきた次第でございます。

そこでまず質問の1点目、単刀直入に郡上偕楽園を移転をするか否か、市長にお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） それでは、6番 田中康久君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

この偕楽園の問題につきましては、ただいまお話がありましたように、この9月議会までには一定の方向を出したいと、こういうことを申し上げてまいりました。鋭意いろいろと検討をしてまいったところでございますが。

御質問にお答えする前に若干申し上げますと、現在の偕楽園でございますけれども、養護50名、それから特養80名、そしてショートステイ20名という、こういう定員で運用されているところでございます。

そして、建物的には本館と申しておりますものが昭和55年につくりましたもの、これは築30年たっているということでございますし、それから新館というふうに申し上げております建物は、平成7年につくりましたので、築22年がたっていると、こういうものでございます。

そこで、今の端的に移転をするのかしないのかと、こういうことでありますが、選択肢としては御指摘のように大変水害の心配というようなことがあるわけでありましたが、選択肢としては全面的に現在の位置にいて、何らかの方策を、対策を講ずることということが1つ。それから2つ目は、まだ建物も新しいものもございますので、一部の機能を残して他のものを移転するという考え方。そして3番目が、全面的に移転をするという考え方でございます。

今回、この9月までということで市の関係部局挙げて検討をしましてまいりました私どもの結論としては、やはり全面移転をしたいというのが結論でございます。この理由は何点かあるわけでありましてけれども、やはり一つは、この水の危険ということを考えますと、これを長期的な観点からもやはり安全・安心ということを考えると、現在のところはやはり安心できる場所ではないということがございます。

一時期検討をしましてまいりました垂直避難と、こういう考え方でございますが、仮に垂直避難ということで緊急の場合における生命の安全とかということを確認したとしても、そうした避難生活が長期化したりなんかしますと、やはり入所者に対する体調の変化であるとか、精神的な安全・安心・快適性というようなものからやはり問題があるということで、やはり一時的な生命の安全の確保という意味では垂直避難はとるべき一つの方策ではあると思っておりますけれども、やはり長期的に考えたら、そうした心配のない安全・安心な場所に全面移転したほうがよからうというふうに今は結論に至っております。

そして、また全面移転をするということについて、そういう決意に至った一つの理由は、従来申し上げておりましたが、まだ2つの建物が補助金を使用して建てておりますので、仮にここでその使用を中止しますと補助金返還という問題があるだろうというふうに思っておりました。しかし、その後、いろいろと県を通して確認をいたしましたけれども、一定の要件を満たせば、この本館あるいは新館ともに両方合わせますと平成28年度ぐらいに検討したものでは1億5,000万円ぐらいの補助金返還が生じるだろうというふうに思っておりましたけれども、これはもう10年以上もたっておりますので、いずれにしろ、補助金返還は一定のやり方をすればこれを免れることができるだろうというのが一つございます。

それからもう一つ、仮に一部の機能を新館等に残して、そして現在の機能を、要すれば2カ所に分割するというような形の運営の仕方をした場合には、現在、この全ての施設がそこにあるということに伴う人員配置、こうした問題がやはり2つに分けることによってトータルとして考えると人件費等については増嵩をするというような問題がございますので、そういった一部を残して2つに機能を分割をして、それに伴うそれぞれの場所における人員配置をするというような方式をとった場合における建設費、改修費等々、いわゆる全面移転をしていくというような場合と、これは用地費の問題はちょっと仮にどうするという問題がありますけれども、起きますとすれば、やはり分割

をするということについても問題があるというようなことを考えておるところでございます。いずれにいたしましても、今回、やはり現在地からは移転をしたほうがよからうというふうに思っております。

そう言いますもう一つの要因としては、昨今、大変、昨年でございますけれども、岩手県等においてそうしたグループホーム、認知症の方の高齢者のグループホーム楽ん楽んというようなところで大変悲惨な事故もございました。事件もございました。そういうようなこともございますし、今、県においてもやはりこの水害の対策ということで、これまでおおよそ判断の基準として平成16年に起きました台風による同程度の降雨量というようなことを考えましたけれども、県においては、今、1,000年規模単位でのやはり降水確率というものを考えて、浸水区域の想定をするというような作業も進められておまして、そうした非常に長期の想定をいたしますと、現在の長良川の流域の私たちがふだん住んでおるところは相当程度そうした確率で起こる水害ということを考えますと、浸水区域に含まれるというような問題も出てまいりましたので、以上のようなことを考えて、やはりここは全面移転ということをするのが適当であろうと。現在のところ、そのような結論に至っているところでございます。

(6番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田中康久君。

○6番(田中康久君) 非常に英断だというふうに思います。後世の批判にもたえられる結論、決断だったということを私は信じておりますし、また入所してみえる方々は無論、市民の皆さんの安心・安全につながっているんじゃないかということ強く思いましたし、私自身もほっとしております。市長も大雨が降ると本当に偕楽園にはみずからお出かけになって状況を確認しておられるという話も聞いたことがございますし、大変いろんな課題も多いかと思っておりますけれども、応援したいと思いますのでよろしく願いをいたしたいと思っております。

次に、その全面移転をするに当たりまして、どの地域を移転先として想定されているのかをお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(渡辺友三君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 偕楽園は、特別養護老人ホーム、それから養護老人ホーム、それからショートステイと、こういう機能を持っているわけでありましてけれども、現在、郡上市内の他の民間の福祉法人立の特養なんかとともに、その一翼を担っているということでもあります。市立の特養ということ考えた、特に特養ということ考えた場合に、いわば郡上市立でありますので、理論的には郡上市内のしかるべきところということではないかというふうには思いますが、幾つかの理由から、今後もまず可能性の第一義的な移転地域としては大和地域を中心に考えたいというふうに思っております。

その理由は、一つは、やはりこの施設が昭和27年にいわば発足をしてから、生まれてから、そして現在の偕楽園の場所は昭和29年から移ったというふうに聞いておりますけれども、非常に長い歴史的なそうした経緯を持つ施設であるということと、それから特に特養というものの現在の郡上市の配置状況というものを勘案したときに、現在、郡上市では全部でこの偕楽園と民間の特養等含めて定員で300床がございまして、それぞれ施設が偕楽園のほかにも白鳥に2つ、それから八幡に1つという形になっておりますが、全体のやはり入所者の地域的な分布とか、この受け入れ施設の地域的な分布ということを考えますと、やはり現在の八幡、白鳥に両方にあるわけでありましてけれども、やはりその中間点にある大和というのが一つの利用者の立場からも適切な位置ではないかと思っております。

それから、もう一つの理由は、現在、この偕楽園には全部で88人の職員が勤めておりますけれども、そのうちの50人、ほぼ6割弱、56.8%の職員の方々は大和在住の方で、あとは郡上市内外から来ていただいておりますけれども、ほとんどは郡上市内だと思っておりますけれども、そういう現在の従事をしていただいております職員の居住地が大和にあるということで、もしこれを仮にかなり遠いところへ移したという場合に、果たして現在の非常に介護関係の職員、介護、調理ともにそうした職員を確保するということが民間も含めて大変難しくなっているときに、仮にかなり遠いところに移転地域を求めた場合には、そうした職員が来てもらえるかどうかというような、職員の確保という問題があるということでございます。

それから3点目としては、この偕楽園の問題を今までいろいろ市民の皆さんに協議をしてきておっていただいております。そういう中で、大和の地域協議会から、あるいは構想検討会議もつくりまして、いろんな皆さんの御意見を頂戴しておりますが、そうした皆さんの意見からも施設を仮に移転をすれば大和地域に立地をするように考えてほしいと、こういう要望があると。このようなことを踏まえまして、可能な限り、そのような方向で可能性を見てまいりたいと思っております。

現在、公共施設の総合管理ということでいろんな計画を見直しておりますので、この29年度、30年度と施設分野別の個別の施設のあり方ということをご各分野の公共施設について検討をいたしておりますので、そういうものとの同時並行的に検討をしながら、やはり適切な立地を考えていきたいというふうに思っております。

どうしても大和で見つけることができないということであればまた考えなければいけないかと思っておりますが、現時点においてはそういう公共施設の今後の配置のあり方というものも含めて、今申し上げましたような理由で大和地域を中心にやはり検討していくべきものと考えております。

(6番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 田中康久君。

○6番（田中康久君） 次に、今後期待されるまたはつけていきたい規模等どのぐらいの規模か、また期待される機能について御質問したいと思います。

昨日も地域包括ケアシステムとか、在宅の医療介護に絡めているような御心配が指摘をされておりますし、市民の皆さん方にとっても今後若年層が減っていく中で、高齢者人口は横ばいになるかもしれないけれども、そういった中で高齢者のみ世帯がふえていたり、高齢者のひとり暮らしの方がふえていくといった、そういうような現状が予測をされております。そういった中で、新たに移転して新築をされる借楽園の規模と機能については市長はどのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 新たに考えるべき施設の機能と規模ということでございますが、まず機能につきましては先ほど来申し上げておりますやはり養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、それからショートステイという、こういう3機能は今後とも維持をしていくべきものではないかというふうには思っております。

その中で、特に規模等についてでありますけれども、今、養護老人施設のほうは入所定員は50名でありまして、ここ数年前、平成22年ぐらいまではほぼ入所定員どおりの入所者が入っておられました。しかし、ここへ来て急速に入所者の数が減ってまいりまして、現在のところ、ちょうど入所定員の半数、25名というような形の入所者になっておりまして、この養護老人ホームのほうは今後いろいろなことを考えますと、おおむねその程度の入所規模を持つ養護老人ホームでいいのではないかというふうに考えております。そういう意味で、もし仮に移転をして新しいものをつくるとしても、現在の定員50名というような施設をつくる必要はないだろうというふうに思っております。

それから2点目に、特別養護老人ホームでございますが、80床あって、先ほども申し上げましたように、今郡上市全体で300床という形の定数を持っております。この特別養護老人ホームの規模につきましては、今後の郡上市内における特に高齢者の人口の推移、こういうものを見ながら考えていかなければいけないわけですが、郡上市の場合に、人口の減少がずっと来ておりますけれども、高齢者の規模の早晩なだらかな頂点を打ちながらいくというふうに思っております。ただ、75歳以上の人口はまだちょっと当面ふえて減るということはないということではありますが、そういう人口推移等の予測というものを見ながら、そしてまた現在300床という定数を持っているんですが、民間施設の中で施設はつくったけれども、20床ほど介護人材が足りないために、現在、実際の用に供されていないという施設があるということも考慮に入れながら、これからの市が受け持つべき特養というものの定員数といえますか、そういうものを考えていかなければいけないだろうと思っています。そういう意味で、現在の80床を非常にたくさんこの際増加すべきかどうかということについては、そういう要素を考えて検討していかなければいけないというふうに思っています。

それから、ショートステイを20床という形で持つておるんですが、これについては先ほどお話もございましたように、これから在宅介護ということを非常に重視されてまいりますので、そういう場合に、いざという場合にやはり家族の皆さんのためにも対応できるようにという意味では、この20床はこのままでいいか、あるいは若干はやっぱり増加をすべきかということ早期に検討して見定めていきたいというふうに思っています。

そして、あと機能という問題ですけれども、いろいろと色々な、先ほど申し上げました地域協議会とか、そういった構想検討会の中にはいろいろな方々との交流ができるような機能とか、いろいろなことを御要望もございますので、そういった点がどの程度、立地場所にもよりますけれども、対応していけるかということについても検討はしていきたいというふうに思っています。

(6番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田中康久君。

○6番(田中康久君) 特に特養に関しましては決算委員会等でも議論になっておりましたけれども、待機待ちをしてみえる方もいらっしゃる中で、さらにこの介護する側の人材が不足しておる中で、なかなかベッドが全部稼働できていないという状況もございますので、市長がおっしゃったように、確かに今後の高齢者の人口の推移を見ながら検討していくべき課題だと思いますが、市民の皆さんのセーフティネットとなるような形で考えていただければというふうに思いますし、またショートステイに関してはおっしゃるとおりだと思います。今後、そういった機能というのはますます重要になってくるなということを感じておりますので、よくよく検討をお願いしたいと思います。

また、さらに新たに申し上げたい機能としては、防災面の機能といいますか、偕楽園がまず間違いなく安全な場所に、災害があったとしても安全な場所に備えつけると、置くということになると、そこは偕楽園ですから福祉避難所としての機能も当然有するようになるということを考えられますので、そういった機能を考えていただければ、さらに市民の皆さんの安心・安全につながるし、また投資効果に見合ったものになっていくと思いますので、そういった面も考慮に入れながら、また地域の皆さんから要望も出ていると思いますけれども、いろいろなまちづくりの観点も大切にいただきながら検討していただければと思いますので、またよろしく願いをしたいというふうに思います。

それでは、全面移転ということでございますので、当然、跡地が偕楽園はそのまま残ることになりますが、その跡地利用に関して現段階ではどのようなお考えをお持ちなのかをお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長(渡辺友三君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 跡地利用ということでありましてけれども、跡地の中でも、先ほども申し上げましたように、まだ、ただ、もう本館のほうは相当傷んできておりますので、これについては早晩

やはり何らかの形で解体撤去というようなこともしなきゃいかんかと思っておりますが、新館についてはまだ相当使えるということもございます。

そういうことですので、仮に全面移転をした場合に、これもやはりどのような施設をつくるかによるわけですが、やはり同じように水害等が来たときに避難しなければならないというような入所を伴うようなものであってはやはり安心ということがかなわないわけでありますので、そういった水害等の万が一のときのことを対応しても十分そのときには速やかに例えば利用を停止して避難できるとか、そういうような、いわばこの土地がそういう性格の土地であるということを勘案しても十分使えるというような、仮に言えば、例えば教育文化的な施設であるとか、そのほかいろんな福祉の面においても、ここにあっても差し支えないものというものもあろうかと思っておりますので、そういう選択肢はかなり広いのではないかと思いますので、有効に活用できればというふうに考えております。

(6番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 田中康久君。

○6番（田中康久君） この場所は確かに川沿いであって、24時間365日介護が必要な方、また御高齢な方がそこで滞在するには危険が伴う箇所ですが、そうでなければ必ず使えないような場所ではありませんし、災害のリスクも低いと思っておりますので、有効な活用を願いたいと思っております。

そういった観点で考える場合に、大和全体の、地域全体の公共施設のあり方を見ながら、今後、改修が必要となっている施設もありますし、いろんな観点から地域の御意見を踏まえて決断をしていただければというふうに思います。

また、さらにはこの偕楽園移転するといいましてもなかなか一朝一夕にできることではないというふうに思います。この市が合併して新市が誕生して以来、考えてみても、また日置市長誕生以来に関しましても、最大規模の重要な予算的にも大きな事業になるというふうに思いますので、すぐできるものではないというふうに思いますので、引き続き偕楽園の安全対策を十分にやっていただきたいというふうに思います。

質問して以来、検討していただく段階でも県に対して河川改修の要望をされたり、また避難マニュアル等の見直しや、そういったこともされたというふうに伺っておりますけれども、さらに移転が決まるまではいつ災害が起こるかということにはわかりませんので、安全対策のほうをしっかりとやっていただくことをお願いをして、この質問を終わりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、2点目の質問に移りますが、市長公室長に3点目の質問を出しておりましたが、どうもできないような雰囲気を感じておりますが、2点目の質問をまずしていきたいと思っております。

まず2点目の質問は、建設事業についてでございます。

たしか平成24年から八幡にある県の総合庁舎に建設部が入りまして、県の機関である郡上土木事務所、農林事務所と同じ建物で業務が行われております。縣市連携は市民の利便性や公共施設の利活用にとっても非常に有意義だなということを思っておりますし、市民の皆さんの評価というか、感想も極めて良好だなということを感じております。ただ、これがその利便性や利活用だけではなくて、今後の郡上市に期待される事業整備に向けて縣市連携がどういった意義を持っているのか、またそれを有効に活用していくために今後どういったことを考えられているのかということを担当部長にお聞きしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） 議員御質問の、まず縣市連携の事業についてということで答弁をさせていただきます。

こちらの岐阜県と郡上市との建設分野における連携協力につきましては、平成26年の2月4日に県との協定を締結をいたしました。この縣市連携につきましては、平成26年の4月1日から建設部の事務所を郡上総合庁舎の2階へ移転入居いたしまして、県と市が建設分野において包括的に緊密な協力関係を築きながら、連携を深めることによって危機管理対策の推進、それから住民サービスの向上を目指しまして、効率的、効果的な行政運営を推進することを目的としてスタートをいたしました。

具体的にその連携協力の内容といたしましては、ワンストップサービスによる住民サービスの向上ということで、住民の方々が県道、市道問わずいろいろ御質問なり、御要望されることを1カ所の事務所にあるということで、そうした内容を適切に対応することができております。

それから、災害時における危機管理体制の強化に関することということで、これにつきましても警報が出たり、注意報、そうした災害のおそれがあるようなときは、当然、事務所の中にフロアを、2階が建設部、それから土木事務所が3階にありますので、そうした情報交換、提供なんかもスムーズに行われているところであります。

それから、次が社会資本の維持管理に関する総合支援に関すること、それから同じく社会資本の整備計画等の策定に関すること、それから同じく社会資本の維持管理等に係る技術支援及び人材育成等に関することということでございまして、そちらのほうも、まず県が実施します職員の、技術職員の研修会でありますとか、そうしたものに今まで県で行っていたものに市のほうへも参加の御依頼が、照会がありまして、そうした研修会なんかにも積極的に市のほうから参加をいたしまして、技術指導やそうしたものを受けておりまして、職員のスキルアップにもつながっているということでございます。

それから、物品の共同調達業務に関することということで、これにつきましても具体的には凍結防止剤、それがまず大きなものでございますが、単価契約を県と市が共同でその単価の入札を行うことによりまして、単価が安価で納入をしていただけるようになったと、そういう実績がございます。

それから、その他目的を達成するために必要な事項ということで、いろいろな幹線道路のネットワーク関係の策定業務であるとか、そうしたことに关しましても県との調整会議等を開く中で意見を集約しながら、完成に向けているというようなことでございます。

それで、スタートから3年を経過いたしまして、連携協力の内容においてはそれぞれ今申し上げましたような成果、一定の成果があらわれておりますし、今後も継続的に行っていくことによりまして、日常業務の中でまた新たな課題が出れば、その都度また協議をしながら進めていきたいと思っております。

社会資本の整備計画、これ、今、先ほど申しましたそうしたネットワーク構想でありますとか、そうしたものでございますが、それとあわせて施設の長寿命化、そうしたものの継続するために市域はもちろん、近隣を含めた広域的な視点踏まえて、郡上市の将来ビジョンへ反映させていけるような形で連携を密にしていきたいと、そういうふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

(6番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田中康久君。

○6番(田中康久君) 私、平成26年と部長答弁されましたけど、2年前に早まって入居と言っていましたので、訂正をしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

時間がないので2番と3番まとめて質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

特に今答弁いただきました整備計画については、市民の皆さんからも期待が高いところだと思いますし、また幹線道路のネットワーク化についても郡上市合併の意味と申しますか、意義としても重要なものだなというふうに思いますので、ぜひ進めていただきたいんですけども、そういった整備を今後進めていくためには、ハードな整備に关しましてソフトをいかに融合させていくかということが非常に重要になってくるというふうに考えますけれども、そのソフト、ハードの融合による整備促進について現状と今後の方向性についてお聞かせ願ひたいことが、まず建設部長にお願ひをいたします。

続きまして、そのハードとソフトの融合という意味では、今後、早晚整備がされます大和改良の事業に关しまして、大和改良は、当初は赤保木のカーブのところの安全性ということで地元から要望があった事業ですけれども、この大和改良完成によりまして人口の多い白鳥町の大島、中津屋と大和の万場、剣を連携させる重要な道路となります。また、中部縦貫や高速道路のインターへのア

クセスの向上も見込め、この地域のさらなる発展が想定されますけれども、それを後押しし、さらにそれを利用した地域の活性化のために市として考えてみえる方向性について担当部長にお聞かせ願います。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） それぞれ答弁を求めます。

建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） それでは、ソフト、ハードの融合に係る整備促進ということでございますが。

郡上市合併以降、新市の建設計画に基づきまして継続事業、また新規の事業もそうしたものに必要性を検討しながら、また優先順位、そうしたことも考慮しながら進めてまいったところであります。

ただ、一方で、国のほうでは社会資本の整備の必要性、そうしたものに関しましては公共投資の事業自体で経済活動が創設されたり、景気が回復するとか、そうしたようなことで経済全般を拡大させるようなフロー効果というようなことが中心で整備をされてまいりましたけれども、最近ではこうした整備直後から継続的に中長期にわたってその道路であったり、施設が生産性の向上、そうした効果が得られるか、そうしたことに重点を置くようになってまいりまして、そうしたのをストック効果というような言い方をしますが、そうしたほうへ重視する方向へと移行をしてまいっております。

そうした中で、今市が進めております郡上市の幹線道路ネットワーク構想を一つの例として申し上げたいと思いますけれども、市内の幹線道路ネットワーク構想の策定の目的については、市の今後のまちづくりを支える交通基盤の強化、そうしたものを図るために、道路区分、例えば市が管理するとか、県が管理するとか、そうした区分にとらわれることなく検討を進めております。

現在も定期的に今策定中の作業を行っておりますが、定期的に県と市と連携を図って調整会議等、そうしたものを開きながら、県からもさまざまな御意見をいただきながら、こうした策定に反映をさせていきたいというふうに考えております。

ネットワーク構想、そうしたものを描くために重要であるということは、市内各地域における防災であったり、医療、観光などの拠点施設の連携、地域間交流、そうした機能の強化ということで、それぞれの施設を結びつけるようなことによってその道路の効果があらわれるとか、それをもって地域経済の発展につながるとか、そうしたことが、そうした機能が充実していくことがストック効果の検証というようなことも含めまして効果があらわれてくるものというふうに考えております。

そうしたこの構想では、未整備の路線、それから新規の路線の整備に向けて、ハード面の直接的な効果の検証はもとより、ネットワーク形成がもたらすソフト面の間接的な効果についてもあわせて検証しながら策定を進めてまいります。

したがって、今後の基盤整備事業の方向性としましては、これまでの道路の改良整備、新規路線の建設に当たって、地域住民の生活道路の充実も優先をしておりましたが、またそれにあわせて今後は広域的な道路整備計画によってソフト、ハードの両面の検証の裏づけをしながら、各種施策を描きながら、将来像を描いていきたいというようなことを考えておりますので、よろしく願います。

○議長（渡辺友三君） 商工観光部長 福手均君。簡略に。

○商工観光部長（福手 均君） 私のほうからは、企業誘致ということに絞りまして簡潔にお答え申し上げます。

この地域は、県道あるいは国道、そして高速道路、いずれにも非常に便利なところで、交通網の面でも非常に有利な地でございます。ただし、実際に開発に関しましては、場所によって農振農用地域の除外、あるいは川に近いところでは河川法等の調整ということもございまして、多角的な面から可能性を検討していきたい、そのように思っています。

（6番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 田中康久君。

○6番（田中康久君） フロー効果に関しましては、建設部長を初めとする建設部の皆さんはまさに専門家だと思いますが、ストック効果に関しましては、例えば医療や福祉の観点から見れば健康福祉部長、健康福祉部が所管でございますし、また、ただいま商工観光部長が答弁をされましたけれども、企業誘致といったそういった部分に関しては商工観光部が、またさまざまな、また道路交通の関係でいうと市長公室や総務部も関係してくる問題だと思いますので、さまざまな部署から知恵をいただきながらストック効果を高めていただいて、市民の皆さんの望む事業が促進されることをお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、田中康久君の質問を終了いたします。

---

#### ◇ 田代はつ江君

○議長（渡辺友三君） 続きまして、8番 田代はつ江君の質問を許可いたします。

8番 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

今回、4点準備をいたしましたけれども、2番目の郡上おどりとか、白鳥おどりの期間中の総括ということでのいろんな意見をいただいたことについては、若干、前の今一般質問においていろいろ

皆さんが質問されたのと重複することもありますので、これを一番最後に持っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、災害時に対応できるマンホールトイレの整備についてということで質問をさせていただきます。

何年か前にも一般質問で市の対応をお聞きしたことがあります。そのときの答弁では、使用後の衛生面などを考慮すべき問題点も多々あるということで、検討していただけるというところまでには至りませんでした。このことにつきましては、何年か前と言いましたけれども、およそ10年ほど前になりまして、平成20年に行いました。そのときと状況も少し変わりましたので、そのことをちょっと報告させていただきますけれども。

そのときのマンホールトイレというのは、自然還元排泄溝という非常時のトイレとして使える、そういうトイレを学校の敷地内に事前に幅1メートル、長さ10メートル、深さ1メートルから1.5メートル程度を学校の敷地内にそれを掘って、普通るとき、平時はそれを砂で埋め戻し、安全な形にしておいて、非常時のときにはそれを掘り起こして溝の上にマンホール対応型簡易トイレを設置するというそういうものでしたので、恐らく市の対応として、答弁として少しこれは衛生的によくないって、そういうふうなことがあったのだと、そういうふうに関心を持っていただきました。

今回、総務常任委員会で熊本地震の視察に行きました。そのお話を聞く中で、深刻なトイレ問題では32カ所につくったマンホールトイレが大変役に立ったということでした。マンホールトイレとは、先ほど言いましたのとだんだん進化してまいりまして、災害時に小中学校の指定避難所で活用するもので、災害が起きたとき断水となり、水洗トイレが使用できなくなった場合、あらかじめ小学校、中学校の敷地内に下水をつないだマンホールを設置しておき、災害時にそのマンホールのふたをあけて便器を置き、周りをテントで囲んでトイレとして使用するものです。

1基で100人分ぐらいの使用が可能と言われています。日常使用している水洗トイレに近い環境を敏速に確保できるという特徴があります。災害時にトイレが不衛生で不快な場合、トイレに行く回数を減らすために水分や食事を控えてしまいがちとなります。その結果、脱水症状になるほか、慢性疾患が悪化するなどして体調を崩し、エコノミークラス症候群や脳梗塞、心筋梗塞で震災関連死を引き起こすことにもなります。これを防ぐことにもなりますので、最初にお聞きいたします。市は、その後、マンホールトイレの設置について検討をされたことはあるのでしょうか。

○議長（渡辺友三君） それでは、田代はつ江君の質問に答弁を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） 済いません。実は、私も総務常任委員会の地震で被災をされました熊本市への行政視察に同行をさせていただきましたので、多くの応急対策等、事例とあわせまし

てこのマンホールトイレというものが避難所に隣接して整備されることによって被災し避難された方々に大変役に立つものであることは学んでまいりました。

熊本市では、平成25年に下水道総合地震対策計画を策定されて、26年、27年で小中学校4校に5基ずつ、合計20基、これ以外の整備もあったようですけれども、それが整備できていて活用されたということだというふうに思います。

ただいまの御質問につきましては、市が既に行ったものも含めてお話ししてよろしいでしょうか。

郡上市では、今年度のことですけれども、県の道の駅防災化事業におきまして、道の駅古今伝授の里やまとに3基整備することができました。これは13.5トンの貯留型でありまして、50人が3日間使えるというものであります。

また、市民病院ですね。平成20年の御質問のときにもお話が出たことと思いますけれども、市民病院が病院と公園が移設し合ったわけですけれども、その現在の中央公園に公園移設時に残した2基分のマンホールトイレがありまして——マンホールトイレにはなっておりませんが、これにつきましては、市として今話しておりますのは昨年から取り組んでいる屋外退避型の防災備品整備事業の一環で、早いうちに仕様の変更とテントなど上物の用意をしたいというふうなことを現在話しているところでございます。

(8番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) 不衛生であるということから郡上市にはまだ整備がされてないと、そういうふうに認識しておりましたので、3基でもやまとに、また市民病院はこれからそれができると、そういう答弁いただきまして思うんですけれども、近隣の市、関市では5つの小学校、そして5つの中学校、そのほかを合わせて計78基が整備されているということです。今、国がその費用の半額補助となるため、仮に郡上市がこれを学校等の運動場などに設置すれば、どれくらいの予算規模になるかどうかということをお教えいただきたいと思います。

○議長(渡辺友三君) 理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長(田中義久君) 事業費の関係の御質問でありますけれども、災害時のこのトイレ設置の目安につきましては、避難者75人に対して1基を整備できると非常にストレスがたまらないといえますか、対応ができるというふうに言われております。

それで、市内の4つの主な断層があるわけですが、その中で最も避難者が多いというふうに想定されております高山・大原断層系の地震、この場合を想定した形で、避難者というのが今8,726人というふうにして出されておるわけですが、例えばですけれども、この8,726人という被災者が出るということに対応して、75人で1基というふうにするならば117基を整備することが必要になるという計算になるわけでありまして、

これをもとに極めて大胆な試算になりますけれども、事業費につきましては、貯留槽ですね。直接、ただ下水管につなぐだけでなく、1つのタンクを備えて、そしてつなぐと、こういう方式を大体想定をするわけですが、117のトイレとそのつなぎ込み、そして貯留槽は24でいいわけなんですけれども、こうした場合に1億419万円というふうな試算ができております。ただし、これは全人口を75で割ったものではありませんので、全地域に対応するということではありませんし、また今ある下水管につなぐという想定ですから、実際は望ましい場所に設置しようと思えば、その地下の下水管路自体を増設することになりますので、それは今回の計算には入っていないと、こういうことでございます。

また、国の補助につきましては、御指摘のように社会資本整備総合交付金というものでマンホールを含むこの地下の部分につきまして、これを対象に2分の1の補助が受けられます。これには下水道総合地震対策計画というものの策定が必要となりますが、この期限は平成34年度までとされていますので、対象人口の多い避難所や公共の駐車場等を想定をしつつ、そして条件や様式等を含めて環境水道部や教育委員会等との協議も踏まえながら検討をさせていただきたいと考えております。

以上です。

(8番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) ありがとうございます。関市においては、予算規模聞いたんですけれども、大体1億200万円ぐらいということで、これが半額補助となると5,100万円ぐらいは必要であるやろうという、そういうお話を聞いたことがあるんですけれども、郡上市もそここのこういう金額になると思いますけれども、半額補助ができる期間にこれはぜひとも設置していただきたいと思っております。

先ほどこのマンホールトイレのメリットについてあれしましたけれども、郡上市として今後もしそれが設置していただけるのであれば、心配されること、今度は反対に、そういうことが、デメリットがもしありましたら、ちょっと迷う、ちゅうちょしてみえることですが、そういうことがありましたらお聞きしたいと思います。

○議長(渡辺友三君) 理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長(田中義久君) マンホールトイレというのは、この災害時、被災時の応急対策といえますか、やむを得ずの対応ですから、それとして受けとめていただくしかないと思っております。一つ、タイプとして直結型とか、流下型とか、貯留型、そして先ほど平成20年のこと言われた便槽型といえますか、いろいろとあるわけですが、例えばこの下水道に損傷があった場合には、せっかく整備したものが使えなくなるということに対して、じゃ、やはり貯留型がいいの

かとか、やはりたまには、時にはといたしますか、幾つかは便槽型が要るのかとか、こういうことも総合的にタイプも考慮する必要があるというふうに思います。

それからもう一つは、それぞれの場合に、一番はやっぱり使われる方が使った後に、その次の方が使われるときの気持ちといたしますか、そういうことがありますので、やはりその使われる方の中での衛生管理というものを徹底できるような形で、衛生用具、拭き取りなんかはあらかじめ用意しておくとか、そこを使われる方は一時的な協定といたしますか、お約束事をつくって、しっかり清潔にしてもらって、気持ちよく使ってもらえるようなルールをつくるとか、こういうことが必要ではないかというようなことを考えております。

(8番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) ありがとうございます。いずれにしても、いつ起こるかわからない災害に向けて、飲料水、またトイレ等は今本当に一番大切なものだと思いますので、どうか今おっしゃられましたことが一日も早く少しずつでも実現がいただけるとありがたいと思いました。

2番目の質問に移りたいと思います。

要介護の改善を促すケアを評価という、そういう題で質問をいたします。

介護サービスにより、高齢者の要介護度や日常生活、動作が改善した場合、介護事業者に報奨金などを出す自治体が大変今ふえております。「私たち介護事業者の意識が大きく変わりました」とその効果を語るケアマネジャーもみえます。

ある介護施設のプロジェクトでは、要介護状態の改善維持に意欲のある高齢者に対し、介護事業者がチームをつくり、1年間リハビリなどを含むケアを実施。その結果、要介護度や日常生活の改善維持に一定の成果があった場合、市がチームの各事業所に報奨金の支給や市長表彰などを行う仕組みです。

介護保険制度では、サービス利用者の要介護度が重くなるに従い、介護事業者にとっては質の高い介護サービスで要介護度が改善するほど収益が今度は減ることになります。プロジェクトはこうした要介護度の改善維持に向けた取り組みを評価して介護事業者の意欲を引き出すのが狙いです。

ある市の調査報告によると、参加した利用者、家族の6割が「日常生活、動作が大変改善された」などプラスの影響があったと回答されています。また、介護事業者も約7割が「職員が改善を意識した視点を持つようになった」などと肯定的に捉えてみえます。

最初にお聞きいたします。市では改善を促すため、過去に何らかの取り組みをしてみえたでしょうか。また、もししてみえるのであれば、その要介護度の改善をされた人はどれくらいあったかということをござつとでいいですので教えていただきたいと思います。

○議長(渡辺友三君) 答弁。

健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） それでは、お答えしたいと思います。

まず、一部の市町村で行われている介護度を改善した事業所を評価して支援する取り組みとしては郡上市はとり行っておりません。ただ、その要介護状態にならないとか、また要介護状態から改善する取り組みとしては介護保険の中でも介護予防事業があります。具体的には、運動を中心としたものですけれども、運動教室と自主的な運動活動の支援を行っております。この運動教室というのは3カ月間の集中プログラムでして、理学療法士など専門的な職員が指導を行いまして運動機能の維持向上を図っております。

今年度は市内6地区の集会所と国保白鳥病院でやっております。また、市内の集会所等で行われている自主運動とかサロンなどに理学療法士等が出向いて側面的な援助を行っております。この効果といたしまして、昨年度ですけれども、昨年度は市内7会場で行われました運動教室に107人が参加されまして、うち80.2%の人が運動機能の改善や向上が見られております。そのまた運動教室終了後も受講者により、市内7カ所で自主的な週1回程度ですが、運動が続けられております。

郡上市がやっております運動教室には認定を受けてない方がほとんどなんですが、実際に運動機能が評価するということ、介護認定を受けていれば介護度が改善されたということですから、要は日常生活がいかに改善して、今までできなかったことができるようになったかということが一番大切だと思っています。

そういう点で、機能向上によって実際どれだけの日常生活の広がりがあったということにつきましてもアンケートをやっております、例えばなかなか2階へ上がっていきやいけないのが負担があったけれども大変楽になったとか、つえを使わなくてよくなったとか、そういうような中で調理をする方であれば、台所で楽に立てるようになったとか、そういうところで日常生活の中での具体的な改善等も把握しておりますので、今後も結局評価としてどんなふうな効果があったかというのについては考えていきたいと思っております。

（8番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） ただいま部長さんの答弁の中では、主に予防のことに關してあったと思います。私も時々ですけれどもボランティアでああいうところへお邪魔して、いろいろお手伝いをさせていただくことがあるんですけども、明らかに今までうちに一人でみえて、本当に認知症が進行しつつあったという人が、デイサービスに通うようになって皆さんとお話をしたり、それから歌を歌ったり、いろんなことをやる中で本当に人が変わられたように明るくなられて、そして認知症の心配も全くなくなりました。恐らくそういう人たちは介護認定のほうのあれも軽くなったと

思うんです。そういうことを目指していくのが介護者にとってもプラスであるし、本人と御家族にとってもすごくいいことだと思いますので。

いずれにしても、保険給付費の削減に大変これは効果のあることだと思いますので、今ほど部長さんも答弁の中で最後におっしゃいましたけれども、ぜひとも市としてもこういう改善を後押しする、そういう自治体が今大変ふえておりますので、郡上市のほうもぜひとも形として取り組んでいただきたいと思いますので、もう一度お願いいたします

○議長（渡辺友三君） 健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） 要介護度が改善するという、御利用者本人、家族にとっても大変いいことなんですが、事業者のところ、やっぱりそのやりがいというところでは、インセンティブを与えて、事業所とかスタッフのモチベーションという取り組みなんです。この近隣では関市が行っております。その中での効果としてということでは、職員のモチベーションが上がるということでは一定の効果を上げているということは確認をしております。

議員がおっしゃられるように、現在のその介護報酬の仕組みでは、一生懸命職員が質の高いケアをして介護度が改善すれば、やっぱり報酬は安くなっていくと。結果的に事業所の収入が減少するという矛盾が起きております。

この点につきまして、国としても大変やっぱり重要視されておまして、現在、社会保障審議会の分科会の中では、要介護度を改善した事業所へは報酬の上乗せなどを措置を行うべきといった意見も出されております。ただ、その評価の指標が介護度が改善したということだけにしますと、中には改善しやすい高齢者だけを集めて事業を展開するとか、そういうようなところも危惧されますので、やっぱり評価を何にするかということにつきましては、さっき言われたように、生活の広がりとか、さまざまな評価指標を現在検討をされております。

そういう中で、郡上市としては今のところ、市の単独として事業所のインセンティブといったものは行う予定はありませんが、国の動向等を注視、注目していきたいと考えております。

また、その財政的ではないんですけど、市ではその職員のやっぱりやる気アップというところで、市内の介護の事業所に勤められる割と若手の職員の方々を対象に第1回目の集会を行いました。これも一つ職員のモチベーションを高めるということに大変効果を認めておりますので、こういう取り組みにつきましてはまずお金は基本的にはかからないことですので、間接的に事業所のサービスの質の向上につながるように今年度も引き続き開催をしていきたいと考えております。

（8番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） はい、よくわかりました。そのように努力されることを祈っております。

3点目の質問に入りたいと思います。

簡易水道消火装置についてということで質問をしたいと思います。

これはキャッチコピーでありそうでなかったという、こういうキャッチコピーで目を引いたんですけれども、水道水を使った消火装置の説明を受けたことがあります。これももう何年か前に恐らく女性の会の研修旅行で北陸のほうへ行ったときにそういう説明を受けて、そのときにあったパンフレットをもらってきたのがこの間ふつと出てきまして、そのときにも、ああ、すごいなと思ったんですけれども、そういうのを今回、一般質問で取り上げたいと思います。

水道水に直結した消火道具ですが、これは水道の蛇口に接続するだけなので、誰でも簡単に使用できます。また、開発ノズルが消火効果を高め、消火作業がより容易になります。また、水道水を使うため長時間放水が可能となり、飛び火にも対応できるということです。

女性の会で今、北陸のほうへ行ったときにこれを説明受けてもらってきたって言いましたけれども、これもいつ行ったかあんまり定かではありませんけれども、何年か前に伝建地区になっている岩村町を視察したときに、恐らく狭い路地の中のところに、この消防車が入れないような狭いところでしたけれども、そこにもこういう類似したものが設置されていまして、ああ、こういうのがあるといいんやなということを感じたことがありますので、これはつけ加えてつけ加えさせていただきますけれども、そういうことを思ったことがあります。

近年の火災は、一日140件程度発生しています。大切な命、財産、文化財を火災から守る、そのために重要なものは何といても火災の初期段階で消火することです。この街かど消火栓と言われる簡易水道消火装置は火災発生時の自助・共助の道具として大変重宝されるものだと思います。自主防災の大きな味方として、ぜひ自治会等での積極的な設置を検討されるといいと思います。

最初にお聞きしたいと思います。市内では、いろいろな消火栓の装置があると思うんですけれども、公設消火栓とか、準公設消火栓、これは121基あるってお聞きしたんですけれども、この公設消火栓と準公設消火栓の違いもちょっと私にはわかりませんし、こういうこれに類似した働きを持つ簡易消火栓がどういうものがあるかということをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、より身近な消火装置のことでございますけれども、まず一つは、公設の場合はやはり常備消防あるいは非常備消防において、いわば本消防といいますか、消防団、消防署本部、そういうところで使っていただくものと、それからもう一つは、特に八幡の地域で長年整備してきたのは、自治会の皆さんが自分たちで消火栓を整備されるというものです。御支援をしてきたことがあるものですから、そういうものを私設消火栓といいまして、そして自分たちの設置されることに対して2分の1の応援をすとか、そういうことがあったわけです。

郡上市になりましてからは、どちらも市内全般的に整備していくべきだということとか、全体として先般の決算でも水道料金等の決算の数字も出てましたけれども、私設消火栓においても水道料金を公費で賄うような形で市内全体につきましての消火栓の整備を進めているわけでありまして。

それから、その消火栓につきましては、初期消火が身近な地域の皆さんにおかれてもできますように、消火栓に附属して消火栓ボックスが設置をされておまして、その中にはホース、ノズル、媒介金具ですね。大きい径から小さい半径につながるとか、そういうこととか、開閉ハンドルなどが格納されておまして、市としましては火災発生時に地域において、まずはこの設備を的確に活用をしていただいて初期消火活動を展開していただきたいというふうに考えております。

それから、近年、女性防火クラブとか、そういう昼間に男性が少ない場合には非常にミニのポンプを配備をさせていただいて、それを御活用いただくような場面の推進もしているわけでありまして。

それで、今おっしゃられました簡易消火装置につきましては、これは蛇口に接続する形の消火装置であります。それで、こういうものにつきましては、非常に家庭の中、あるいは隣二、三軒のことになりますので、先ほどの消火栓よりもっと小さなことだと思いますけれども、消防におきましての基本的な初期の対策としては消火器ですね、消火器の設置というのをまず普及をこれまでもされてきておりますし、そして、そういう形のもものが一つあると思います。機動性とか操作が簡単で効果的だということがあると思いますし、このほか、現在、市として普及啓発して整備しているものではありませんけれども、例えばエアゾール式の簡易消火器、スプレー缶の形をしたものでありまして、ノズルを押すことによって内部の消火剤が噴出されるというものもありますし、あるいは投てき式の消火弾、投げて、そしてそれによりまして中に入っている液体によりまして消火をしていくというふうな、そういうふうなものもあるようでございます。

また、市街地、職人町、鍛冶屋町には軒先に初期消火用のバケツがかけてあるわけですが、各御家庭にもあるバケツもまさにそれは初期消火に資するものだというふうに思っておるわけでありまして。

いろいろなものを使っていけるということですので、常日ごろから、今田代議員さんおっしゃられましたように、関心を持たれて、またそのものを使って訓練されて、そして備えていただくということが非常に大事だと思っております。よろしくお願いいたします。

(8番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) 今ほど理事が答弁をしていただきました消火器につきましては、全く、これ、放射のすぐ終わってしまうということがありまして、なかなかちょっと本当の初期消火には適するかもしれませんけれども、ちょっと頼りないような気がいたします。

ボールを投げるの、それは虹の会でも一度こういう講習会をやったときに皆さんに紹介をされまして、私も買って持っております。火事の際にはそれを火元へぱっと投げると消火されるっていうそれも持っておりますし、いろいろなものがありますけれども、いずれにしましてもこの水道を使った蛇口に直結するというのは水道水はいつまででも出ますので、しかもノズルが開発ノズルで、ここがみそだと思うんですけれども、大変に水圧もあって効果があるというふうなお話を聞いたことがありますので、ぜひともこれは私はPRをしていただきたいと思います。

ただし、金額的に結構な金額がいたします。このこれですけれども19万8,000円ってありますけれども、これも多分、恐らく10年ぐらい前のチラシだと思います。今少しちょっと調べましたら改善されて、街かど消火ハリアーといってポータブルタイプがあって、背中におぶ、これと同じものなんですけれども、この箱が要するにリュックのような形になっていて、それをおんで何かできるというそういうのが、あんまり詳しくは知りませんが、そういうのが今出ているということで、やっぱり6年、7年、10年とたつといろいろとこういうものも開発されて使いやすいものにもなっていくし、定価のほうもだんだん安くなって、皆さんが求めやすくするんじゃないかということをおもいました。

あんまり高価なものだとこんなのがあればいいなと思いつつも、やっぱり手が届かないということもありますので、自治会等で消防車が入れないような狭いところとか、そういうところに補助金を出してでも、また個人とか、そういう人たちが購入したいと思えば、その分割払いの方法を考えてあげるとか、そういうPRをしてでも、これを、こういうのを備えつけられると本当に初期消火に大変私は役に立つと、そういうふうにも個人的に思いましたので、今回、質問をさせていただきました。

これに関しては答弁は……。いいですか。ほんなら、少しお願いします。

○議長（渡辺友三君） 理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） いろいろとやっぱりお考えいただいて対策をとっていただくことは本当に大事なことだと思っております。

それで、市では郡上市自主防災活動の活動補助金制度を設けております。これで消防資機材ですね、あるいは防災資機材等の購入に対する御支援を行わせていただいております。簡易消火装置の購入に当たられてもこれを活用していただくことはできるということでもあります。

ただし、上限がありまして、1自治会とか地区会当たりで200世帯以下ですと5万円までとか、201世帯から500世帯までが10万円であるとか、こういうちょっと限度額ありますけれども、郡上市のこの自主防災活動の補助金につきましては活用をしていただけるというふうにも思いますので、よろしくお願ひいたします。

（8番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） ありがとうございます。

それでは、最後の質問は、これは観光立市を掲げた郡上市の徹夜おどり、特に踊り期間中の総括として市民の皆様から声をいただいた、声を少しまとめましたので、これも時間がありませんので一括して行いたいと思いますし、またタクシーに関しましては交通弱者対策として乗り合いタクシーや福祉タクシーなどが考えられて、公共交通の一部としてタクシーの活用を地域公共交通網形成計画に盛り込んでいってそういうきのう答弁がありましたので、タクシーについては省かせていただきたいと思えますし。

また、トイレにつきましても皆さんの声として公衆トイレが場所がどこにあるかわからない、わかりにくい。それから、先ほどもちょっと出ましたけれども、トイレが汚い。トイレの数が少ない。そして、さっきの一般質問で2番議員が言われました洋式が少ないと。これは2番議員は学校関係でしたけれども、洋式が少なく足腰が弱くなると和式では大変な思いをするって。これは踊りシーズンに限らず、公共施設のトイレを改善してほしいって話とか、それからトイレの中に荷物を置く場所がないとか、そういう声がありました。

また、駐車場につきましては、近くにないため、遠くに車を置いて歩くのは特に大変である。遠くからおいでいただいた観光客の皆様にもせめて公共の施設は駐車料金をもう少し安くできないでしょうか。ちなみに、これは確認はしておりませんが、白鳥は無料で駐車ができるって、そういうふうにお聞きいたしました。

それから、浴衣の着がえ場所がなく大変これが少なくて限られているということで、遠方よりこしの方が大変不便を強いられているということです。徹夜おどり以外の日は公共施設が早くから施錠をされてしまうので利用ができないって、そういうお話もありましたので、このほかに私が今慌てて話しましたが、こういう声のほかに市が把握してみえるトイレの要望とか、それから駐車場の要望とか、着がえの場所とか、そのことについて簡潔に答えを願いたいと思えます。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） では、順にお答え申し上げます。

トイレにつきましては、踊りのお客様が使われるトイレは郡上八幡の駅も含めて町なかに11カ所ほどあるというふうに思っております。その中で、洋式トイレは今約半分の5カ所でございます。最近で言いますと、大規模改修を行いましたのは郡上八幡の駅及び今町の2カ所ということで、ここにつきましてはもちろんですけども、洋式便座でヒーター機能を備えたものをしておりまして、駅については小物の置き場もあるということでございます。

トイレの清掃につきましては、例えば郡上八幡産業振興公社の職員が常駐している施設につきましては、業者の清掃に加えて職員が毎日チェックをしておりますし、無人のトイレは週3回は業者委託で清掃しておりますけれども、どうしても老朽化したトイレは汚いイメージがついて回るといのは自覚をしております。

また、このようにトイレにつきましてもいろいろな課題がございますので、八幡駅ですとか、今町のように、いわゆる近代化した洋式化したトイレを今後建設計画の中で調整しながら準備進めてまいりたいというふうに思っております。

また、駐車場につきましては、八幡都市マスタープラン、都市マスと言われるこのプランに従いまして公共の駐車場は市街地外周に設置をしているという基本計画がございます。ですので、そういったことですが、あるいは徹夜おどりににつきましては御存じのとおり臨時駐車場を町内あるいは各学校のグラウンドも使って提供しているというところです。

また、料金につきましては、民間の方も合わせて1回1,000円というふうに統一をしておりますので、公共の駐車場のみの値下げは難しいということをお理解を願いたいというふうに思います。

また、着がえスペースにつきましても、いわゆる徹夜おどり期間は従来からですが、いわゆる愛宕駐車場の駐輪場及び常盤町のふれあい会館を提供しております。また、有料ですが、日吉町の中央コミュニティも提供しておりますし、また新しくは新町の越前屋でも、徹夜だけではなくて、踊り期間は午後8時まで着つけサービスつきで有料で提供しておりますし、城下町プラザの2階においてもそういったスペースを設けておりますので、これについてもできる限り提供するという気持ちでございますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

(8番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） 詳細にありがとうございました。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、田代はつ江君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時ちょうどを予定いたします。

(午前10時49分)

---

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時00分)

---

◇ 三 島 一 貴 君

○議長（渡辺友三君） 続きまして、1番 三島一貴君の質問を許可いたします。

1番 三島一貴君。

○1番（三島一貴君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。本定例会最後の一般質問となりました。どうぞよろしく願いいたします。

私は、今までの一般質問で人口減少問題の解決ということでシリーズ化をさせていただいて、一般質問をさせていただきました。今回の一般質問もこの人口減少解決に結びつく一般質問となります。いつもは最初にちょっとお話をさせていただくのですが、今回は先に質問に入らせていただきまして、後でどうしてなのかというようなお話をさせていただきたいと思います。

私からの質問は2つとなります。本市が考えるICTについて、そして本市の教育におけるICTについてという形となります。

早速、質問に入らせていただきます。

1番目に、市内における情報インフラ整備光化についての質問をさせていただきます。

今までの一般質問で各議員からも出てました、この本市におけるケーブルテレビの光化についてですが、今までの答弁では、平成29年には方向性を出すという答弁でございました。平成29年度も半分たちましたが、ここで、今現在の状況を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） それでは、お答えしたいと思います。

現在のケーブルテレビの光化の現状でございます。

今年度に入りまして、総務省の国庫補助制度としましてケーブルテレビネットワーク光化促進事業というのができました。この事業でございますけど、条件不利地域、辺地、過疎、特定農山村、振興山村等々におけるケーブルテレビの対災害性の向上と4K、8K放送の受信環境の確保ということを目指し、光化等の整備費用の一部を助成するというものの補助をするものでございます。この事業を推進するに当たりましては、今言いましたようなところの課題を解決するための事業計画、こういったものを立てて推進する必要があるという補助事業がございます。

そこで、4K、8K、ケーブルテレビの光化をするに当たりまして、今課題となっておりますのがございまして、その一つでございますけど、光化にした場合にNHKの受信契約という問題がございます。ケーブルテレビを光化にしまして、4K、8K放送やBS、CS放送などセンター側の受信装置を整備することによりまして全てのチャンネルを再送信できることとなります。このため、加入者がNHKの衛星放送を視聴しなくてもどの家庭でも視聴できる環境ができたと思われま

て、NHKの視聴料は全ての加入者は衛星契約となるというふうにみなされるということでございます。

現在、ケーブルテレビにおきましては4,307件の加入者の方が衛星放送を見ないということで、NHKの受信料だけで、地上波だけで契約されておりますので、4K、8K、光化にしますとこの4,300件の方についても衛星放送を含めた契約になるというところがございまして、金額にしまして1年間で1万円の増になるというところがございまして、ここは一つの大きな課題、今後どうしていくかというところが大きな課題かというふうに思っています。

それから2点目でございますけど、4K、8K放送の普及でございますけど、テレビやチューナーなどの受像機がまだ発売されておらず、ケーブルテレビの改修だけではなく、宅内配線の改修を行わなければならないということがございまして、こういったところについてどうやって普及をしていくかというところの事業計画に入れていかなければならないという点がございまして。

それから3点目でございますけど、この補助金ではインターネットに関する部分について補助対象外となるということがございまして、そういった補助対象外におけるケーブルテレビだけの部分の補助であるということでございまして。

それから、郡上市非常に広範囲にわたりますので、この事業をこの補助金を利用しながらどういうふうに進めていくかなどといった大きな課題があるというふうに思っております。

一方で、ICT、テレワーク、こういったところの事業を進めている郡上市にとっては、そういった事業者からの光化の声は要望は非常に高いものと思っております、こういったところにも今後取り組んでいく必要があるかと思っております、今言いましたような課題につきまして、あと財源的なこともございまして、そういったものについてどうやって課題を解決していくかということをよく協議をした上で、さらにどういうふうな組み合わせで事業を進めていくか、そういうことをよく検討しまして、今年度中に方向は示していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

(1番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 三島一貴君。

○1番（三島一貴君） ありがとうございます。

今から22年前、1995年にWindows95搭載のパソコンが発売されました。一般家庭に普及し始め、そこから「IT」という言葉が一般に浸透し始めました。

皆さん御存じだと思いますが、ちょっといろんな今から言う言葉の説明をさせていただきたいと思っております。

ITとはInformation Technology。情報技術と訳され、パソコンやインターネットを使った情報処理や通信に関する技術を示す言葉です。インターネットの歴史は、当初は電話回線で行っており

ました。記憶にもあると思いますが、インターネットやられた方はパソコンを開いてインターネットをつなぐとピーヒョロヒョロヒョロという音がしてつながって、インターネットを使うという、そんなような時代でございました。

そこから、ADSL、そして今本市におけるCATV（ケーブルテレビ）ができました。それは、いわゆるブロードバンドというものが普及し始めまして、高速で大容量の情報が送受信できるようになりました。

そして、またさらに発達し、超高速通信光ケーブルが世の中に広がりました。

そんな中、現在ではこのIT（情報技術）は、もう当たり前というか、もはや常識のレベルでございます。現在では、そしてこの次にそのITをどのように使うかという観点で、情報技術の捉え方を考えるICT、IoTが重要視されてきております。

ICTとはInformation and Communication Technologyの略語で、情報通信技術と訳され、情報処理や通信に関する技術、産業、設備、サービスなどの略称です。例えば、本市にも導入されておりますが、教科書がわりにタブレットパソコンを使ったり、ほかに遠隔地での医療技術を支援するなどさまざまな分野で求められるサービスを実現するための情報通信技術です。

IOTとはInternet of Things、直訳してモノのインターネットです。これらはあらゆるものをインターネットでつなげる技術やつながっているもの、それ自体を指して呼びます。例えばスマートウォッチ、今まで腕時計というものは時間を知るための道具だったんですが、インターネットにつながることによって腕時計でメールの確認をできたり、リアルタイムに株価など、そういった情報を確認できるようになりました。そのほかには生活の中で、例えば子どもがセキュリティキーを持って自宅に帰ってきてドアをあけたとします。そうすると、親のスマートフォンにメールで行って、今子どもが帰ってきましたと、そのような連絡が入ると、そういったものが例えでございます。

情報技術の発展は人々の生活環境や企業のビジネスのあり方など、根本的に変えてきました。今後、このICT、IoTの知識はもちろん、どう活用していくかがこれからのこの本市の発展に大きく変わっていくものと考えます。

そこで、その当たり前になる情報技術、光ケーブルがあるかないかでは今後の発展の仕方は大きく変わっていくと思います。例えば企業誘致、例えばUターン、Iターン。都市部では当たり前のようになっている光ケーブル、超高速通信で、例えばこの本市に行こうかな、そのときにあれ、超高速通信ができない。やはりそこでは人は集まってこないのではないかと考えます。そういった面で、この人口減少問題の解決の一つの手法ともなると思います。どうかそのあたりを考慮いただき、早くの決断、そして実行をお願いしたいと思います。

2点目の質問に入らせていただきます。

市内における情報インフラ整備、Wi-Fiについてございます。近年、SNSの発達により、各地の観光情報が一般の方の投稿により広がって宣伝効果をあらわしております。観光客がスマートフォンを持って例えば本市に来ます。例えば八幡城を写真に撮って、そこでSNS、いわゆるフェイスブック、インスタ、ツイッター、ラインとそういったものが今ございますが、皆さんそれによります。八幡城へ行ってきました。こんな素晴らしいお城があります。そういったものをまた一般の方が見られて、ああ、八幡にはそういうところがある、郡上市にはそういうところがあるんだということで観光客がふえていく、そんなような今状況でございます。

特に外国人観光客もふえてきているところでございますが、外国人観光客は日本ではその国で使っているスマートフォンというものが通信ができません。そういったことで、現地にあるフリースポットというものを活用いたします。そういった効果もあり、観光施設、観光箇所等にはフリースポットというものが大変重要であるというふうな形だと思っております。

また、もう1点、総務常任委員会で熊本市へ視察に行つてまいりました。災害時のお話を聞いてきました。災害発生時は携帯電話での通話がつながらなくなりました。そのときに一番活躍したものがメール、ライン、そういった形での連絡網が活躍したそうでございます。

避難指定場所や被災場所として想定される公的拠点にWi-Fi整備が必要と考えます。総務省も防災等に関係する整備計画を策定し、一部補助等も始めました。補助金は別としましても、本市においても避難場所にもっとこういった環境整備が必要ではないのかなと考えます。

現在、本市におけるWi-Fi設置箇所、フリースポットの箇所は、郡上市がつくられております。フリースポット、ホームページよりは確認できますが、今後のWi-Fi整備についてどういったことを考えられているかを伺いたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） では、まず私のほうから観光に関するその面でお答えをいたします。

ただいま御指摘のあったとおりでございます。昨今、外国人観光客がいわゆる観光地へ来て最も困ることの一つが、観光の拠点にWi-Fiがないことです。フリーWi-Fiがないことです。それはもうはっきりしております。そういったことを考えまして、市内の観光拠点にそういったものを整備するのは大変重要なことはただいま議員の御指摘のとおりでございます。

市のほうとしましても、こういったことを考えまして、今年度、八幡市街地の観光施設の5カ所、これは旧庁舎記念館、そして城下町プラザ、郡上八幡城、博覧館、そして郡上八幡の駅、ここにフリーWi-Fiの設備を整備すべく今年度予算化し、現在準備を進めております。

以上でございます。お願いします。

○議長（渡辺友三君） 理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） ただいまの御質問の中に防災の関係で避難所におけるW i - F iのお話もありましたので、その点につきましては私からお答えします。

W i - F i以前のことでありますけれども、通信手段としては各避難所におきましても、このデジタル、消防無線、あるいは移動系の防災行政無線、あるいは衛星携帯も使えるようにしておりますし、それからNTT西日本さんとの協定の中で特設公衆電話というのでそういうものの設置も完備をさせていただきました。

そこで、W i - F iにつきましては、しっかりした市としての体制ということになりますと、やはり今の情報課、市長公室情報課通じて市の情報インフラの中での検討もあります。同時に、既に今日、各郡上市内におきましても観光施設でありますとか、個別のホテルでありますとか、そういうところでW i - F iの整備をされている時代であります。ですから、そういう日進月歩の中で行けば、その災害時にやはりすぐライン使いたい、そういう皆さんに提供できていく環境づくりが必要だというふうに思っております。

例えばその通信事業者の場合でありますと、基本的には1日ぐらいで開設が可能ですよ。そして、災害時の応援対策として維持管理費含めまして無料で対応できます。そのことについての機器、ルーターにつきましてもグループ会社の中で融通かけて回しますよということもありますので、そういうことを活用をさせていただくということが一つでありますし、また市内の通信事業者と、あるいはケーブルテレビの事業者の方も、ここもそういうことを手がけてみえますので、災害時応援協定等をこれから協議していく中で、災害時にいち早くそういうW i - F i設備をそこに手配していただくと、そういうふうなことも今担当課として協議をさせていただいております。

（1番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 三島一貴君。

○1番（三島一貴君） ありがとうございます。「観光立市郡上」と掲げております。やはりそういった形で観光を盛り上げるためにも、このW i - F iは必要だと思いますし、また災害時には、やはり災害が起きたときにはどうしても皆様はパニックになると。新たにそのときに整備しようと思ってもさっさとできるものでもありませんので、どうか日ごろから準備をしていただいて、災害が起きたときでもすぐ対応できるような体制をとっていただいて進めていただきたいと思います。

本市観光課からや岐阜県からもこのW i - F i設置に当たってはいろいろな補助金が出ております。そういった補助金を利用して本市における民間企業でも多くの方がW i - F iを設置しております。そのような情報を観光地を中心に情報をもとめていただいて、先ほど言いましたこの郡上市のフリースポットをホームページにどうか掲載するというようなことはできないでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） Wi-Fiに関します助成は観光連盟のほうで、観光課ではなくて連盟のほうでやっております、これにつきまして、その結果として整備されたものは今後市のフリースポットのホームページに掲載させていただきますので、お願いいたします。

（1 番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 三島一貴君。

○1 番（三島一貴君） 失礼いたしました。観光課じゃなくて観光連盟でしたね。訂正させていただきます。

ぜひこういった形で本市においてもフリースポット箇所がたくさんあるということをどうかPRしていただいて、情報を発信していただければと思います。

それでは、次の質問に入ります。

2 点目になりますが。本市の教育における ICT という質問をさせていただきます。

本市におけるこれからの情報端末整備について、学校における教育の情報化の実態等に関する調査というものがございました。平成28年3月1日現在の結果でございますが、パネルをつくってききましたが、大変細かくてパネルからも見えないと思われましたので資料を配付させていただきました。

平成28年3月1日現在、まず小学校におきましては、郡上市はコンピュータ1台当たりの児童の生徒数3.9人。これは岐阜県内、市においては一番いいという数字が出ております。中学校に関しては4.1人に1台ということで、こちらも一番ではございませんが、上位のほうの状況でございます。この情報教育に対しては非常に最先端でこういった形で取り組まれていることは非常に評価すべき点であると認識しております。

その中で、逆に数値の低いものがございます。電子黒板、ちょうど真ん中あたりですね。電子黒板のある学校の割合ということで、郡上市はゼロ%。そして、もう一つのほうのページに行きますと、デジタル教科書の整備率もゼロ%、そのような数字が出てございます。

平成29年度予算にも ICT 活用事業での端末整備等もございましたし、補正予算でも出てきました I o T の補正予算も出てきましたのでありますが、これからの今後の特に電子黒板やデジタル教科書についての計画を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） それでは、お答えをします。

郡上市では、平成25年度よりタブレット端末の導入に当たり、小川小学校、それから石徹白小学校の2校を ICT 推進モデル校に指定し、ICTの積極的な活用により、一人一人の学力を伸ばす教育の推進及び極小規模校のデメリットを軽減する活用方法について3年間の実践研究に取り組んでいただきました。

その成果については3点。教員がICTの活用になれて授業がわかりやすくなった。つまり、授業の質の向上が図られたこと。2点目に、個々の能力や特性に応じた学びが実現できること。学びの場の多様化がされたこと。3点目に、多様な意見や文化に触れる機会がふえたこと。社会性の強化ができたこと。それらの成果をもとに、今後、郡上市が取り組むべき施策の方向について5点考えております。

1つは、先ほど評価いただきましたノートパソコンのそれをタブレット型のパソコンに順次更新していくと。タブレットも使えるというふうに変えていく。2つ目に、パソコン室の充実を図ること。それから、大型モニターテレビと移動式のテレビ台を配備すること。このことについては、電子黒板の利用が少ないという指摘でしたが、学校の実情として同時に使用する機会が少ない。それぞれのところへ移動することによって大型モニターテレビのほうが使いやすいという指摘がありまして、それにかかわるデジタル教科書についても同じようということで、郡上市については大型モニターテレビとその移動型テレビの配備について力を入れていると。あとは4点目に、無線LANの整備。5つ目に、ICT導入検討委員会を校長会と連携することによって各小中学校の要望に応じているということでございます。それに伴って、平成28年度は小学校5校、中学校1校、それから大型モニターテレビは各小中学校に1台配備をしておりますし、平成29年度も小学校6校、中学校5校、今後、平成31年度をめどに配備をしていく予定ですし、その他理科室などの特別教室についても学校規模や学校の要望に応じていきたいと考えております。

また、先ほど出ましたIoT実装推進事業において、極小規模の会議システムの導入により、遠隔授業の実施や簡易会議システムの導入により、会議の効率化を図ろうと考えております。

以上でございます。

(1番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 三島一貴君。

○1番（三島一貴君） ありがとうございます。ぜひ進めていただきまして、この本市において本当にこの情報教育に対して進んでいるんだということをそのような形で進めていただきたいと思えます。

2点目の質問に入りますが、学校現場におけるICT教育についてでございます。

近年、パソコンが操作できるのは当たり前の時代になり、パソコン基礎等を授業の一環で教えることは当然となっているのが現在でございます。ここ数年はパソコンの出荷台数をスマートフォンが上回るようになりまして、家庭ではパソコン離れが起き、パソコンをさわることが減り、例えば高校生卒業された方、大学を卒業された方でも就職してもパソコン操作、特にキーボード打ちができない、そんな人たちがふえてきておると聞きます。

そして、スマートフォン、先ほどパソコンの出荷台数をスマートフォンが超えたということで、そういった形のスマートフォンの普及により、今までは考えられなかった、どこでも、いつでもインターネットが利用できる環境となりました。

数年前では、家庭にパソコンが1台ございまして、例えば家のリビングにパソコンが1台置いてあって、インターネットをやろうと思うと皆さんがそこで集まってやると。例えば子どもがインターネットをやっている、見えるところでやっておりますので、親がどんなものをインターネットで見てるのかなど、そのような確認もすることができておりましたが、近年、このスマートフォンの普及により、家庭でも1人1台スマートフォンを持っており、どこでも、いつでもできる環境となり、子どもたちも自分の部屋に入って一人でインターネットをやっているというようなことがふえてきております。そういった形で、そういったスマートフォンが急速に普及する中、その便利さの中に潜む危険性を考慮せず、犯罪被害に巻き込まれる子どもたちがふえてきております。

インターネットに対する指導というものは、もう小学生から必要ではないかと考えます。このように2点含め、本市ではどのような方針のもとにICT教育を行っているのか、どのような内容の授業を行っているのか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（渡辺友三君） 教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） それでは、お答えします。

学校におけるICT教育については、基本的に学習指導要領に沿って進めております。小学校では、社会科や理科の授業、総合的な学習などにインターネットを活用して調べものをする中で、マウスの操作や文字の入力について経験的に学習しております。中学校では、技術家庭科でコンピュータの仕組み、ネットワークの仕組み、それから情報セキュリティ技術、情報の安全活用の仕方や情報モラルなどの学習を行っております。パソコンを使って修学旅行の報告書を作成したり、目的やテーマを設定してチラシやポスターを作成する活動を通してパソコン操作になれるとともに、その便利さを実感するような学習が行われています。議員が言われますように、情報化社会の中でコンピュータの便利さと危険性の両面を理解しながら、うまく活用していく力の育成を図っております。

教科の授業以外にも市内の全ての小中学校において情報モラル教育講演会を実施し、犯罪被害に巻き込まれないように、またその便利さの影に潜む危険性等を知って、インターネットの利用の留意点について学習することを専門の講師を招き実施しております。また、親子で実施しているところもあります。

さらに、学校では生活習慣の確立や家庭学習の確保を兼ねて、スマートフォンやゲーム機の使用の約束を家庭で決めていただくよう、PTAの総会や三者懇談等で働きかけを行っていただいております。

以上でございます。

(1 番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 三島一貴君。

○1 番（三島一貴君） ありがとうございます。

私は、今のこのインターネット、特にスマートフォンがこれだけ普及してきてからだと思いますが、もうインターネットは当たり前ものになっております。生活の一部というか、インターネットなしでは生活はできないぐらい標準的なものになっています。数年前まではまだまだインターネットは特別なものというところでありましたが、今では本当にもう当たり前ものだと思っておりますし、また、先ほど親子でも勉強されるということもございましたが、どうでしょう、今、逆に子どものほうがこういったものには詳しい、そんなようなまだまだ時代ではあるのではないのか、そんなところでもあって、親がなかなか指導できない部分も各家庭ではあるのではないかと思います。

今教育長から御答弁いただきましたいろいろな本当に指導のほうをしていただいていると思いますが、特別なものがもう当たり前になっている時代でありますので、今やられている授業の回数をまだまだふやしていただいて、もう子どもたちにはインターネットが当たり前ですので、そういったことをしっかりと御指導いただいて、子どもたちの安全・安心を守っていただければと思います。

そして、この情報社会というものの発達は何となく速いです。少しでも立ちどまっておると、もうあっという間に抜かれていくというか、機械もすごく発達をしまして、すぐに新しいもの、新しいものが続いて出てきてまいります。

そして、これからの時代を考えると、もうはやプログラミング、AI（人工知能）、そういったことにも力を注いでいかなければならないと考えております。そのあたりは教育長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（渡辺友三君） 教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） 今お話がありましたプログラミング教育については、既に中学校の技術家庭の授業で実施をしております。自分で組んだプログラムでロボットやミニカーを動かすような学習が行われております。特に郡上市では、そうした学習で培った技能や意欲を一層高めるために、夏休みを利用してアイデアロボットコンテストを毎年実施しております。毎年多くの生徒が参加し、熱戦が繰り広げられ、県大会でも上位に入賞するなど、県下でもトップクラスの技術を誇っているところでございます。

小学校については2020年から導入されることになってはいますが、本格的なAI時代に到来を前に、コンピュータを扱う上での必要な考え方、論理的な思考の育成について学ぶことを狙いとしております。

今後も先ほどありましたICTの機器の充実と同時に、教員の指導力の向上にも努めていきたいと考えております。

以上でございます。

(1番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 三島一貴君。

○1番（三島一貴君） 御答弁ありがとうございました。

この情報通信、そういったものに関しては、都市部、地方とそういったものは関係なく、地方でも都市部と同様なものを学べるというような形でございます。本当にこの子どもたちが高校を卒業して、例えば大学へ行く、例えば社会人になっていく中で、この地方を離れ、都市部へ行ったときに恥ずかしくないようにというか、同じすごいレベルを持った子たちが自信を持って生活できるような環境づくりをぜひこの小学校、中学校でもお教えいただきたいな、そんな形でございますので、どうかこのような形で時代の流れに乗かってしっかりと教育のほうをしていただきたいと思っております。

いつもは時間が足りずに質問を1つ大体できませんでしたということで謝りますが、ちょっと今回頑張ってやりましたら時間は余りましたが、これで本日の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、三島一貴君の質問を終了いたします。

---

○議長（渡辺友三君） ここで、兼山悌孝君より、昨日の一般質問においての訂正がございますので、発言を許可いたします。

9番 兼山悌孝君。

○9番（兼山悌孝君） 訂正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

きのうの質問の中で、大学の先生の話として紹介したものの中に、人の話を紹介する中であやふやにして申しわけなかったんですが、断定をしなかったんですけども、愛知医大の教授というふうにお話をしました。正確には、名古屋大学の総長さんで松尾清一さんという方が名古屋大学の附属病院の院長さんから今総長さんになられている方なんですけれども、この方が投稿されている中で、「司令塔なき政策は、迷路に陥る」という言葉がありました。それは何かといいますと、医療系の話なんですけれども、国が示す形と、そして地域が求める将来像、それから現実ですね。この3つのギャップを埋めていく議論の中では、大事なことが2つあると。1つは、グランドデザインを示すこと。2つ目には、その貫徹する意思ですね。そのためには誰もが認める司令塔が必要だと。その中で、その個々の主張とそれから妥協ですね、これを導いていかんと将来はないぞという話でございました。

私もその論点を最後にあやふやにしたもので導けなかったんですけども、訂正箇所としては名古屋大学の教授の話ということで、よろしくお願いします。

---

◎議案第84号から議案第119号までについて（質疑・委員会付託）

○議長（渡辺友三君） それでは、日程3、議案第84号 郡上市職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例についてから日程7、議案第119号 市道路線の認定についてまでの5議案を一括議題といたします。

質疑を行います。

5議案についての質疑通告はありませんので、質疑を終わります。

議案第84号から議案第119号までの5議案については、会議規則第37条第1項の規定により議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託いたします。

ただいま所管の常任委員会に審査を付託いたしました5議案については、会議規則第44条第1項の規定により、9月29日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号から議案第119号までの5議案については、9月29日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

---

◎散会の宣告

○議長（渡辺友三君） 以上で、本日の日程は全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。長時間にわたり御苦労さまでございました。

（午前11時36分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 渡 辺 友 三

郡上市議会議員 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 山 田 忠 平